

あなたの家は安全ですか？

災害による被害をできるだけ少なくするために、まず家の中と周りから安全対策を行いましょう。

家を点検する

一戸建てでは

屋根

- 不安定なアンテナや屋根瓦は補強

ベランダ

- 手すりに鉢植えは置かない
- 常に整理整頓

家の周りの飛びそうな物

- 台風時には、家の周りの飛びそうな物を家の中に入れるか固定する

燃料

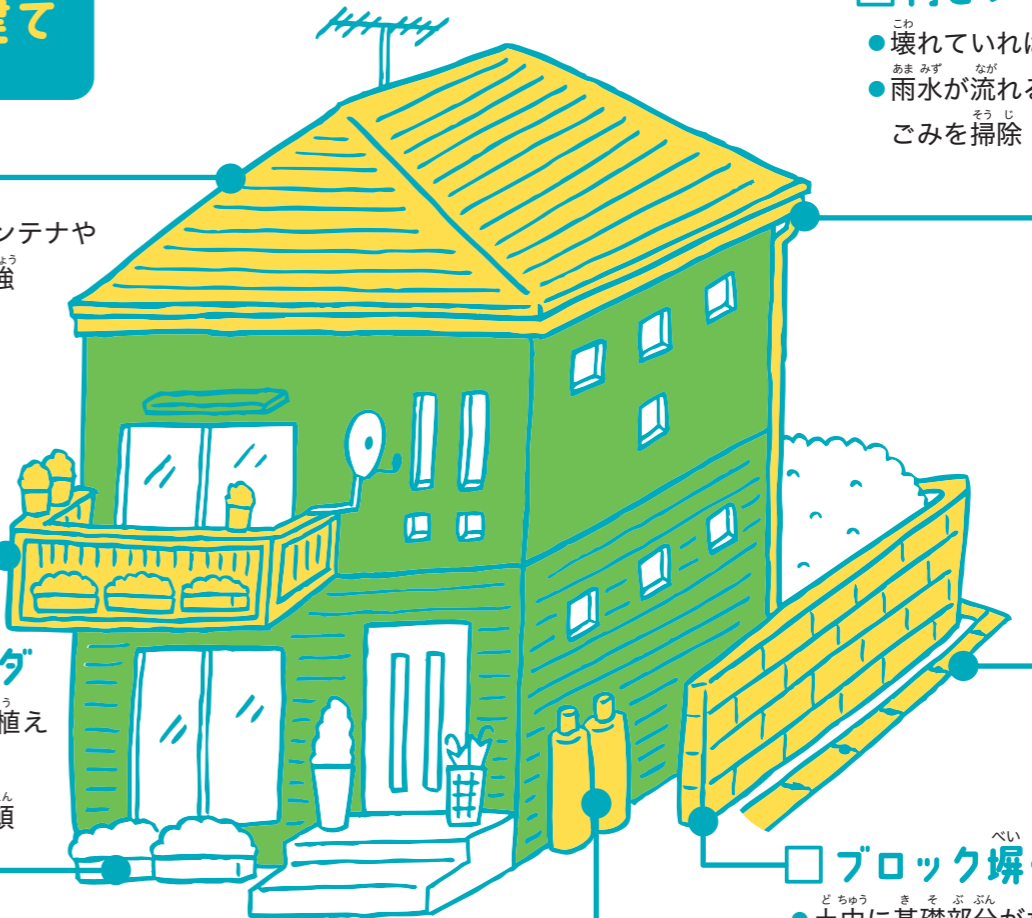
- プロパンガスや灯油貯蔵タンクは、地震時に倒れないよう固定

雨どい・側溝

- 壊れていれば、修理
- 雨水が流れるよう、ごみを掃除

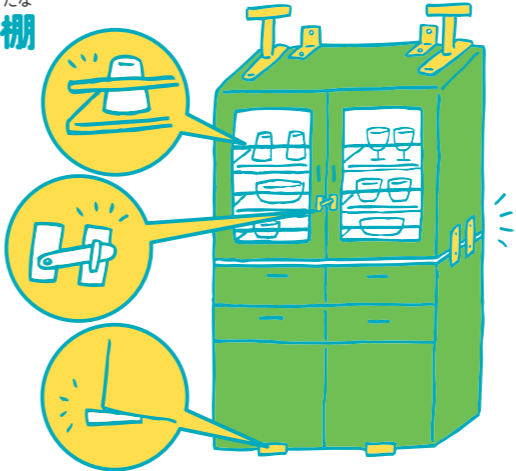
ブロック塀・門柱

- 土中に基礎部分がないものや鉄筋が入っていないものは補強
- ひび割れや鉄筋のサビは修理



本棚・タンス・食器棚

- つっぱり棒やL字金具、支え棒などで固定
- 開き戸には飛び出し防止フックなどをつける
- 家具の下にすべり止め板などをさしこむ
- ※折りたたんだ新聞紙も効果あり
- 上にものを置かない



テレビ・パソコン

- 低い場所に置き、金具で固定

消火器

- 取り出しやすく分かりやすい位置に置く

寝室

- なるべくものを置かない

集合住宅では

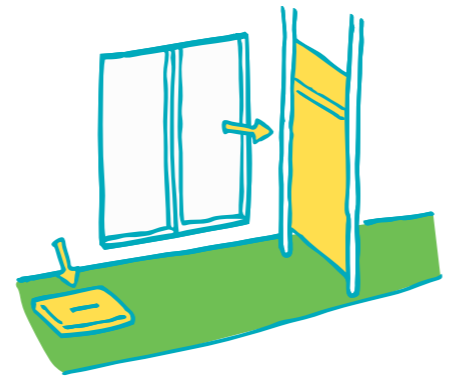


通路や踊り場などの共有部分

- 逃げ道となるので、自転車や古新聞などを置かない

ベランダ

- 非常脱出口の使い方を確認
- 非常脱出口の周りや上に物を置かない



防災施設・消火設備

- 消火器や火災報知器、屋内消火栓などの位置や使い方を確認

家の中では

窓ガラス

- テープで窓を補強する
- 飛散防止フィルムを張る
- ※厚手のカーテンも効果あり



玄関

- すぐ逃げられるよう、自転車やベビーカーなど大きなものは置かない

阪神・淡路大震災

死亡原因の約9割が建築物の倒壊や家具の転倒

壊れた住宅の多くは旧耐震基準の建物に集中していました。今後起きる地震に備えて耐震診断、改修を行いましょう。

安心+茨木市の防災

補助します
耐震診断・設計・改修・除却

対象は平成12年5月31日以前に建築確認を受け、建てられた木造住宅

- ※1 除却・非木造は昭和56年5月31日以前
- ※2 除却とは…耐震性の低い木造住宅を一戸(長屋や共同住宅の場合一棟)すべて取り壊すこと

市では市内建物の耐震化率95%という目標を掲げ、建築物の耐震診断・耐震改修を促進しています。

詳しくは、
茨木市都市整備部居住政策課
(市役所南館5階)
電話 (072)655-2755
までご相談ください。

出前講座を開催
市職員があなたのまちに伺います